

一、趣旨

社会保険相談事業等の効率的運用について

本格的な高齢化社会に対応する医療保険及び年金制度の改革等もあり、事業主、被保険者及び年金受給者等国民各層の社会保険に対する関心と期待が年々高まってきており、また、社会保険に関する各種相談、保健・福祉事業等の充実を求める要請もますます強くなってきている。

反面、近年、国の厳しい財政状況を反映した歳出面での徹底した節減合理化が進められている状況下において、事業主、被保険者及び年金受給者等のニーズに的確に応え、これら事業の充実を図るためには、その一層の効率的運用を図る必要がある。

このための方策として、社会保険の知識、経験等を豊富に有する者を、予算の範囲内において、必要に応じてこれらの事業の業務に活用し、事業の円滑な運営に資するものとする。

二、昭和六〇年度における措置

(1) この措置の対象業務は、当面、社会保険相談業務、保健・福祉施設事業の業務等とし、その種類及び内容は次のとおりであるが、昭和六〇年度においては、そのうち社会保険相談業務及び改善等を必要とする事業の補助的業務について行うものとする。

ア 社会保険相談業務

「社会保険相談員制度要綱」に定める相談業務

イ 保健・福祉施設事業の業務

健康管理事業等の事務業務

ウ 改善等を必要とする事業の補助的業務

レポート点検の改善等一層の改善等を必要とする事業の補助的な事務及び作業業務

(2) 昭和六〇年度においては、定年退職者等社会保険の知識、経験等を豊富に有する者の活用を図るものとし、次により行うものとする。

ア 任用に当たっては、当該者の意向、意欲及び能力を考慮して行うものとする。

イ 社会保険相談業務に従事する者については、社会保険相談員とし、改善を必要とする補助的業務に従事する者については非常勤職員とする。

覚 書

定年退職者の雇用問題について、次の事項を確認する。

1. 事業主、被保険者及び年金受給者等の要請にこたえ、社会保険事業の円滑な推進を図るため、「社会保険相談事業等の効率的運用について」を定めその一環として定年退職者の雇用を行うものとする。
2. 60年度以降に発生する定年退職者の雇用は、別添「社会保険相談事業等の効率的運用について」により努める。
3. 定年退職者の雇用の円滑化を図るため、今後、事業の拡大、経費の確保に努力する。
4. 定年退職者の雇用及び条件については、問題に応じ、地方段階においても十分話し合いを行う。
5. 今後、定年退職者の増加又は対象業務の変更等この覚書により難しい事情が生じた場合は、あらためて協議する。

昭和61年3月28日

社会保険庁長官官房

総務課長

全日本自治団体労働組合国費評議会

事務局長

社会保険相談事業等の効率的運用について

1 趣 旨

本格的な高齢化社会に対応する医療保険及び年金制度の改革等もあり、事業主、被保険者及び年金受給者等国民各層の社会保険に対する関心と期待が年々高まってきており、また、社会保険に関する各種相談、保健・福祉事業等の充実を求める要請もますます強くなってきている。

反面、近年、国の厳しい財政状況を反映した歳出面での徹底した節減合理化が進められている状況下において、事業主、被保険者及び年金受給者等のニーズに的確に応え、これら事業の充実を図るためには、その一層の効率的運用を図る必要がある。

このための方策として、社会保険の知識、経験等を豊富に有する者を、予算の範囲内において、必要に応じこれらの事業の業務に活用し、事業の円滑な運営に資するものとする。

2 当面の対象業務等

(1) この措置の対象業務は、当面、社会保険相談業務、保健・福祉施設事業の業務等とし、その種類及び内容は次のとおりであるが、昭和61年度以降においては、次のア、ウ及びエの業務について行うものとする。

ア 社会保険相談業務

「社会保険相談員制度要綱」に定める相談業務

イ 保健・福祉施設事業の業務

健康管理事業等の専務業務

ウ 社会保険適用の届出勧奨等業務

「社会保険適用指導員等設置要綱」に定める5人未満法人事業所等の適用の届出勧奨等の業務

エ 改善等を必要とする事業の補助的業務

レセプト点検の改善等一層の改善等を必要とする事業の補助的な事務及び作業業務

(2) 当面、定年退職者等社会保険の知識、経験等を豊富に有する者の活用を図るものとし、次により行うものとする。

ア 任用に当たっては、当該者の意向、意欲及び能力を考慮して行うものとする。

イ 社会保険相談業務に従事する者にあつては、社会保険相談員、社会保険適用の届出勧奨等の業務に従事する者にあつては、社会保険適用事務員とし、改善を必要とする補助的業務に従事する者にあつては非常勤職員とする。

社会保険相談員等が窓口装置を操作することについての確認事項

窓口装置を操作する者の範囲については、「具体的確認事項」(昭和五四年五月二二日)に基づき、行政職(一)表該当職員を原則とするが、社会保険相談員等のうち、長期にわたり社会保険の職員としての経歴を有する者など、社会保険の知識・経験等が豊富な者の中から、社会保険事務所長が適当と認められた者で本人の同意を得た者は、必要に応じ窓口装置を操作することができることとする。

なお、この場合の取扱いは次によるものとする。

- 一 操作の対象業務は、被保険者等の相談業務に関する記録の照写・出力に限るものとする。
- 二 操作に際して使用する磁気カードは、社会保険相談員等を単位として作成、配布することとする。
- 三 窓口装置の操作を行う社会保険相談員等については、一般職員と同様「具体的確認事項」を適用することとする。
- 四 実施にあたっては、各県段階で十分協議することとする。
- 五 この取扱いについて問題が生じたときは、その都度協議することとする。

昭和六二年七月二日

社会保険庁長官官房

総務課長

全日本自治団体労働組合国費評議会

事務局長

合 意 メ モ

- 一、ファクシミリの使用範囲については、社会保険庁、都道府県保険課（部）、国民年金課（部）及び社会保険事務所間に限り、必要な業務に使用する。
- 但し、労務管理に関しては使用しない。
- 二、ファクシミリの使用にあたっては、データ保護に留意し、また、勤務時間外や大量業務には使用しないほか、即時の回答を要求しないなど労働強化にならないよう十分配慮する。
- 三、使用に関し、問題が生じた場合には、その都度協議する。
- 四、昭和六〇年三月三〇日の合意メモは廃止する。

具 体 的 確 認 事 項 (その 3)

磁気カードの取扱について、次のことを確認する。

新しい事務処理方式による事務処理にあたり、窓口装置を操作する際に使用する磁気カードの取扱については、昭和59年2月3日付で、課単位のコード設定で行うことを確認しているところであるが、オンライン計画がほぼ完成することにあたり、次により取り扱うこととする。

1. 磁気カードのコード設定は、4桁の磁気カード番号のうち、上2桁は、課等組織単位のコードとし、下2桁は、課等組織単位における職員数に応じた一連番号のコードとする。
2. 磁気カードは、窓口装置の操作担当者ごとに配付し、「磁気カード配付整理簿」により整理する。
3. 業務終了後における磁気カードの保管は、一括保管の方法により行うものとする。
4. この取扱いの実施は、勤務評定・労働強化にはつながらないものとする。
5. この取扱いについて、問題が生じたときは、その都度協議する。
6. 昭和59年2月3日付の「具体的確認事項(その2)」の1については廃止する。
7. この取扱いは、窓口装置を操作する社会保険相談員等についても準ずるものとする。

昭和63年 5月 31日

社会保険庁長官官房

総務課長

全日本自治団体労働組合

国費評議会 事務局長

具体的確認事項（その4）

オンライン化計画の覚書に基づき、下記について確認する。

I 作業基準

1. 窓口装置を連続操作する場合の1連続操作時間は、45分以内とし操作時間45分ごとに、15分の操作しない時間を設ける。
2. 窓口装置の1人1日の操作時間は、180分以内とする。
ただし、法改正等業務の繁忙時においては、1日270分を限度とし、週平均1日180分を超えないこと。

II 健康診断

1. 機械を操作する職員を対象とした特別健康診断の検査項目は、次のとおりとする。

別紙

III その他

1. この具体的確認事項は、5月31日から実施する。
2. 昭和54年5月12日付の具体的確認事項のうち、I-3、I-4及びIII-2については、廃止する

昭和63年5月31日

社会保険庁長官官房総務課長

全日本自治団体労働組合

国費評議会事務局長

健康診断の検査項目

項 目	検 査 区 分	
	1 定期・随時検査（第1次検査）	2 精密検査及び随時検査の結果に基づき必要な検査を行う
(1) 問 診 ○ 作業歴、作業条件、既往症、眼の症状・頭痛・肩こり・腕手指の疲れ等の自覚症状	問診票に基づき問診	(精密検査の主な例)
(2) 視診、触診 ア 脊柱の変形と可動性の異常の有無 イ 肩、肘、手、全指関節の運動機能の異常及び運動痛の有無 ウ 筋、腱、関節の圧痛、硬結及び腫張の有無 エ 腕神経そうの圧痛及び上肢末梢循環障害の有無 オ 上肢の知覚異常、筋、腱反射の異常の有無	脊柱の視、触診 肩、肘、手、全指関節の可動域検査 長橈側手根伸筋、短橈側手根伸筋、僧帽筋の自発痛、圧痛、硬結、腫張の検査 鎖骨上窩の圧迫検査 両上肢ライトテスト 爪圧迫テスト 両側手掌の知覚異常検査	頸椎X線検査
(3) 血圧測定	血圧測定検査	
(4) 視機能検査 ○ 視力、乱視、視野近点距離、眼位、眼圧	遠距離視力検査 近距離視力検査 眼位検査（交代遮閉試験法） 調節機能検査（近点距離の測定又は調節時間の測定） 眼圧検査	精密眼底検査 精密（動的量的）視野検査 屈折、調節検査 ERG（網膜電気図） 眼筋機能精密検査 両眼視機能精密検査
(5) 聴機能検査（聴力）	聴力スクリーニング検査 （前期検査のみ実施） 500Hz、1,000Hz、4,000Hz	
(6) 筋機能検査 ○ タッピング、握力、ピンチ力、筋電図	タッピング、握力検査 ピンチ力検査	筋電図検査

省庁間配転についての確認

1. 通常の定員増について、引き続き努力する。
2. 受入れ数について、今後は各県均衡をはかるよう努力する。
3. 別添の「交渉記録」について、尊重する。
4. 64年度以降の取扱いについては、実施状況を踏えてあらためて協議する。
5. 問題が生じた場合には、その都度協議する。

昭和63年9月8日

社会保険庁長官官房

総務課長

全日本自治団体労働組合国費評議会

事務局長

確 認 事 項

平成2年度における適用及び保険料収納特別対策の実施にあたっては、次の事項を確認する。

1. 今年度の実施にあたり、前年度までの内かんによる取扱いから年金指導課長通知としたことについて、事前の協議が十分でなかった。
2. 各都道府県における実施の方法については、前年度の取扱いと同様であること。
3. 来年度以降においては、事前の協議を十分に行うものとする。

平成2年7月21日

確認事項（メモ）

年金受給者に係る集団指導として、11月に実施を予定している扶養親族等申告書の周知等を主とした指導に当たり、

- 1 実施に当たっては各県の実態を踏まえ、案内状発送数等について十分協議する。
- 2 来年度（11月分）の実施については、今年度実施の効果、状況等を踏まえて改めて協議する。
- 3 宛名シールの打ち出しに当たっては、市区町村別、郵便番号別に行うこととする。

確 認 事 項

(2.12.20)

国民年金における学生の強制適用の事前準備を実施するに当たり、次の事項を確認する。

- 1 職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
- 2 実施に当たっては、地方の実情を踏まえ、地方段階で十分協議する。
- 3 必要な経費については十分確保する。
- 4 実施上、必要が生じたときは速やかに協議する。

確 認 事 項

(2.12.20)

国民年金基金設立のための事前準備（有識者懇の開催及び設立同意予定者の確保）を実施するに当たり次の事項を確認する。

- 1 交渉経過記録（別添）を尊重する。
- 2 地方の実情を踏まえ、地方段階でも十分協議する。
- 3 必要な経費は十分措置する。
- 4 実施上、必要が生じたときはその都度協議する。

オンライン計画完成に伴う平成3年度の要員(予算)措置に当たっては、次のとおり確認する。

1 予算措置

平成3年度 諸謝金140人

2 諸謝金140人の配付基準

平成2年度と同様とする。

3 今回の措置は、平成3年度限りの措置であり、平成4年度の措置については、改めて協議するものとする。

4 今回の措置は今後の定員の配付基準に影響しないものであること。

健康保険被保険者証の更新にあたっては、次の事項を確認する。

- 1 職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
- 2 必要な経費は十分措置する。
- 3 県の実情を踏まえ、県段階でも十分事前協議する。
特に被扶養者の資格確認・記録補正業務並びに新旧突合・漢字手作業記入業務は十分協議する。
- 4 実施上問題が生じたときは、その都度速やかに協議する。
- 5 平成3年度はオンライン記録の漢字化は行わない。
- 6 今後の被保険者証の検認(更新)については、平成3年度の実施結果を踏まえて改めて協議する。